

令和元年第2回水道事業運営委員会 議事録

日 時：令和元年8月1日（木）午後2時00分～

場 所：石狩市役所 5階 第2委員会室

委員出席者：8名

小笠原会長・余湖副会長・山田委員・田守委員・松原委員・本吉委員・赤間委員
・大黒谷委員

事務局出席者：9名

清野部長・新関課長・佐々木課長・勝又参事・米原主査・武藤主査・佐藤主査
・新井田主査・梶原主査

傍 聴 者：1名

議 事：（1）議題

①水道法改正に伴う指定給水装置工事事業者指定申請手数料の改正について

（2）報告

①平成30年度決算状況について

②車輛一体型給水タンク車の購入について

（3）その他

①浜益区大雨被害への対応について

配 布 資 料：別添のとおり

=====

【14時00分 開会】

■ 事務局より会議の成立及び会議公開の報告。

■ 会長挨拶

■ 諮問（清野部長より小笠原会長へ「指定給水装置工事事業者指定手数料の改正について」の諮問書を手渡す）

- 清野部長
- ・ 只今、指定給水装置工事事業者指定手数料の改正について諮問をさせていただきました。
 - ・ 給水管を繋ぐ工事に漏水事故や水質異常が生じることのないよう、市が審査を行い、指定した事業者のみが行うことができるとする指定給水装置工事事業者制度がこれまで重要な役割を果たしております。
 - ・ 近年では、全国的に事業者の実態把握ができないケースや無届工事、さらには不良工事が増えてきておりますことから、昨年12月に水道法が改正され更新制が導入されることとなりました。
 - ・ この更新制導入に伴い申請時にいただいている手数料に、更新時の手数料の規定を追加する条例改正が必要となりましたことから、諮問することとなりました。

- ・ 水道事業の安定的な持続という視点に加え、指定給水装置工事事業者が社会の中で果たす役割という側面も考慮いただきながら、ぜひとも闊達なご意見を賜りますよう、お願いいたします。

■ 議題(1)水道法改正に伴う指定給水装置工事事業者指定手数料の改正について(諮問案件)・・・
米原主査より資料を説明

- 山田委員
- ・ 資料1-1の4ページにある手数料積算根拠のうち技術指導について、新規と更新では何が違うのか。
- 佐々木課長
- ・ 新規の際には、札幌市内の事業者が多いため、札幌市と石狩市での給水工事の違いを説明しています。
 - ・ 更新の際には、新たな機材に係る水理計算や石狩市としての考え方を説明いたします。
- 山田委員
- ・ 手数料に考え方について、民間企業の場合は実費にトラブルなどのための予備費や利益が上乗せするが、石狩市の場合は原価を積み上げているのか。
 - ・ 石狩市では1万円としているが、他市では1万4千円とされているところもあるようだ。
- 小笠原会長
- ・ 札幌市など道内他市の状況はどうか。
- 米原主査
- ・ 私どもは公営企業会計のため、この事務にかかる費用をいただくという形で、実際にかかる経費を積算しています。
 - ・ 他市の状況では、札幌市と小樽市が新規時1万円、更新時8千円で条例改正されていますが、その他では新規時1万円、更新時1万円で条例改正を予定していると伺っています。
- 小笠原会長
- ・ 日本水道協会が出されたマニュアルにより積算すると1万円になるようである。
- 田守委員
- ・ 手数料積算根拠の作業内容は日本水道協会のマニュアルに沿った項目なのか。
- 米原主査
- ・ 技術指導の項目は、石狩市特有の地域事情について説明する部分を付け加えていますが、その他は概ね日本水道協会のガイドラインに基づき作業内容を精査し掛かる費用を積算しています。
- 山田委員
- ・ 更新制導入により、人口が多い札幌市では更新しても、更新手続きが面倒だからと石狩市の登録をやめてしまおうとする事業者によって、登録事業者数が減り、工事が行われにくくなる懸念はないのか。
- 佐々木課長
- ・ 給水装置工事は特定の事業者によって行われることが多く、指定を受けている事業者の中には実績がないところもございますので、更新制となったとしても事業者数が急に減り、工事が行われにくくなるような懸念はないものと考えています。
- 小笠原会長
- ・ 水道法は平成14年に一部改正されことで、それまで単独の市町村でしか事業者は工事が出来なかったのが、自由競争となり、複数の市町村で工事ができるようになった。

- ・ このため、複数の市町村に申請し、登録だけを受けるような事業者が現れ、現在は実態が判らないことや、不適切な工事を行うような問題が発生したため、法改正により厳しくすることになったもの。

山田委員

- ・ 実質的に工事を行う事業者は残り、登録総数としては減るということと理解した。

- ・ 現在の登録の中には、すでに廃業している事業者もあるのでは。

佐々木課長

- ・ 事業者が残っていれば更新されると思われませんが、会社の判断になりますので、更新時期にならなければ事業者数が減るかどうかは何とも言えません。

- ・ 現在の登録事業者の中には既に廃業している事業所も含まれているものと思います。

清野部長

- ・ 指定手数料についてですが、水道事業者毎に、その作業内容の設定条件などが違うため、他事業者と必ずしも同じになるとは限らないことをご理解いただきたいと思います。

- ・ なお、更新時手数料が他事業者より割高な場合、指定給水装置工事事業者が減るのではないかとのご懸念については否定しませんが、本市においても少なからず無届工事や不良工事がありますので、そのような工事事業者を指導させて頂く、もしくは見極めるための必要なコストでもありますので、市民生活に直結する技術力保持の観点からも結果として工事事業者が減ることは、やむを得ないものと考えております。

小笠原会長

- ・ 他にご意見がなければ、本日の諮問に対しては特に異議がないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

- ・ 特に異議がないということで後ほど答申いたします。

■ 報告(1)平成30年度決算状況について(報告案件)・・・米原主査より資料を説明

小笠原会長

- ・ 資料1 ページ目のところで、「給水戸数が増加していた樽川地区や緑苑台地区でも減少に転じ」、給水収益が200万円減少したとありますが、給水戸数が減ったためなのか。

- ・ 後の資料では市全体の給水戸数が増えているが、人口は減っているとあるので、200万円の減少となったのは人口が減ったためか。

新関課長

- ・ 前年度と比較しますと、緑苑台地区では上り調子で数十万円ずつ増えてきたのですが、昨年度ついに減少へ転じ、推測ですが緑苑台地区の人口が落ち込んできているものと思っています。

- ・ 樽川地区では住宅が相当近年建っていたこともあって堅調に伸びてきましたが、減少に転じたということは、既存の住宅に住んでいた方が大人になり、学生になり、出て行かれるという人口構図が関係しているのではと考えています。

- ・ 細かな分析はしていませんでしたので、今後はこういった部分を分析していきたいと考えています。

山田委員 ・ 子供と一緒に4人家族だったところが、巣立たれたところが増え、水を使っていた若者がいなくなったということだろうか。

■ (2) 車輻一体型給水タンク車の購入について (報告案件)・・・佐々木課長より資料を説明

山田委員 ・ 配置後に出動することはあったか。

佐々木課長 ・ 先週の浜益にて大雨があった際に出動しています。

山田委員 ・ この車輻を運転するには、どんな免許や資格が必要なのか。

佐々木課長 ・ これまで普通免許では総重量8 tまで運転できましたが、現在の年齢が31歳くらいからは4 t車を運転するのに中型車の免許が必要となっています。

・ このため、今後は毎年1～2人の職員に免許をとらせていこうということと動いているところです。

■ その他『浜益区における大雨対応について』(報告案件)・・・佐々木課長より説明(配布資料なし)

佐々木課長 ・ 7月26日から27日の浜益区における大雨により、川が濁り、浄水場で水が作れない状況となりました。

・ 7月26日10時から降り始め、16時には浜益浄水場、17時には実田浄水場にて、取水、ろ過が停止しました。

・ 翌日27日5時から約2時間で約50ミリの雨が降り、前日の影響が残っている状況から、水を作れない状況が長期化すると判断しました。

・ 給水区域の変更と、最悪の事態を想定し給水車と職員4名を現地へ派遣し対応しました。

・ 過去の経験から群別川の濁度が通常まで低下するには相当時間がかかることを承知していたため、配水量を抑えるべく給水区域の変更を11時50分に実施しました。

・ この作業により、浜益浄水場の配水池の水量確保に努めました。

・ 浜益浄水場の原水濁度は、26日夕方の降雨で100度以上となり、翌日の朝には雨が上がったことで10度以下となったため、ろ過を開始するも、8時過ぎには原水濁度が上昇し、水を作れない状況になりました。

・ 原水濁度は12時過ぎから下がり始め、ろ過を開始できる8度になるまで、17時頃までかかり、この間は水を作れない状況でした。

・ 配水池の水位は、最終的にろ過を開始した時は1.55mで、給水停止ラインが1mですので、残り55cmになっていましたが、給水区域を狭めていたので、少し余力はあると思い作業を行っていました。

・ 水道職員の動きとしては、27日8時30分頃に浜益浄水場の運転管理を委託しているウォーターエージェンシー責任者より、浜益浄水場の原水濁度の回復が不透明と私へ電話連絡があり、配水池をもたせるために給水区域の変更を決定し、清野水道担当部長へ報告しました。

・ その後、水道職員4名を9時30分までに召集し、新港中央配水場にて給水車へ水を張り、給水袋を持って、公用車2台と給水車1台で10時10分に浜

益浄水場へ向け出発しました。

- ・ 給水区域の変更は11時10分に行っており、この時の濁度は濁度計で101.8度となっていました。この値以上は計測できないため、実際は200から300くらいの濁度があったと思われます。
- ・ その後、濁度が8度となった時点で取水、ろ過を開始し職員を撤収させています。
- ・ 群別川にある浜益浄水場の取水施設は、濁流と流木により、激しい状況になっていました。
- ・ 水源地下流の幌地区にある幌川の橋梁護岸では、吸出しにより護岸が落ち、水道管も最悪落ちかねないという状況でしたが、そこまでは至りませんでした。
- ・ 近年、浜益区ではこのような事象が発生しているため、平時の防災訓練を実施し、有事に備えておくことが大切であり、今回はベテラン職員で対応しましたが、地域特性や技術の継承を図るため、若手職員も積極的に経験させることも重要と考えています。

山田委員

- ・ 給水区域の変更は、浜益区の浄水場を監視している者が行うことは出来ないのか。

佐々木課長

- ・ 浄水場の運転管理を委託しているウォーターエージェンシーは、常に取水施設や浄水場の監視をしていますので、バルブ操作等は3年前の浜益での大雨の時もそうですが、現地に職員が行っています。

山田委員

- ・ 契約上、バルブ操作を行ってはいけないのか。

佐々木課長

- ・ そうではないです。

山田委員

- ・ 最悪、職員が現地に辿り着けない場合に、依頼することは契約上大丈夫なのか。

佐々木課長

- ・ 大丈夫です。

山田委員

- ・ ベテラン職員だけで対応したとありましたが、それはなぜか。

佐々木課長

- ・ 日常業務が多忙のため、若い職員は休ませたかったためでして、第2陣では出動できるよう連絡が取れるようにはしていましたが、事なきを得たため、第2陣はございませんでした。

山田委員

- ・ 「今週は〇〇チームが待機」というような態勢を整えてはいないのか。

佐々木課長

- ・ そのような態勢はとっていません。

山田委員

- ・ 「第1陣はこれだけ」などの判断を課長や部長がその場でされているのか。

佐々木課長

- ・ この時も、水道施設課の職員は出勤し、断水となれば広報に人数が必要となるため、水道営業課長にも連絡をしました。
- ・ こういった事象があった場合には、総務課危機管理担当課長にも情報を流さなければいけないことになっており、常に部長、危機管理課長、浜益支所地域振興課長などへ情報は流しています。

余湖副会長

- ・ リアルタイムでモニタリングできるのは濁度だけか。

佐々木課長

- ・ 浜益浄水場は濁度だけです。

- 余湖副会長
佐々木課長
- ・ 雨量はどここのデータを使っているのか。
 - ・ 浜益のアメダスは南の川下地区にあります。アメダスでは今回降っていません。
 - ・ 浜益の北と南では天候が異なるため、今回使用している雨量は北の群別地区手前にある浜益浄水場に設置している雨量計のものを使っています。
- 余湖副会長
佐々木課長
- ・ 取水点に濁度計はあるのか。
 - ・ ありません。
- 余湖副会長
- ・ 浜益はいつも事故が起こるので、モニタリング体制を考えた方がいいのではないか。
 - ・ 雨が降り濁度が上がるまでどのくらいの時間がかかるのか。
- 佐々木課長
- ・ 大体2～3時間です。
- 余湖副会長
- ・ 2～3時間の間に対応できるかどうかは大きいのでは。
- 佐々木課長
- ・ はい。
- 余湖副会長
- ・ 濁度が上がってから対応するのは大変ではないか。
- 佐々木課長
- ・ はい。濁度が10度を超えるとすぐインターロックがかかりますので、その時には浜益浄水場で原水調整池に水を貯めておくよう調整しています。
- 余湖副会長
- ・ 濁度計は浄水場についているのか。
- 佐々木課長
- ・ はい。
- 小笠原会長
- ・ 給水区域を絞ったと話したが、絞った実田の給水区域は断水したのか。
- 佐々木課長
- ・ していません。
- 小笠原会長
- ・ 実田浄水場は取水停止したとありましたが、水はどうしたのか。
- 佐々木課長
- ・ 実田浄水場の配水池に水が残っていたので、給水を継続しました。

■ 小笠原会長より、議事がすべて終了した旨、答申書は会長から市へ提出する旨の説明あり。

【15時10分 終了】

令和元年10月1日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会
会長 小笠原 紘 一
(確認済み)